第4　給　　与

第４　給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年４月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

１　職員給与の実態

当委員会が、平成23年４月１日現在で実施した「平成23年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表４－１から表４－３までのとおりである。

表４－１　適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分／給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	24,135	43.0	20.9
行政職給料表	5,227	43.1	21.5
公安職給料表	3,443	40.0	19.0
教育職給料表（一）	17	46.0	21.3
教育職給料表（二）	4,173	43.7	21.2
教育職給料表（三）	10,648	43.6	21.1
教育職給料表（四）	33	44.7	19.9
研究職給料表	221	42.6	19.8
医療職給料表（一）	17	42.4	18.2
医療職給料表（二）	235	42.9	20.2
医療職給料表（三）	118	42.8	20.1
特定任期付職員給料表	3	55.3	10.4

（注）１　全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
　　２　特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第４条に掲げる給料表をいう。（以下、表４－２及び表４－３について同じ。）

表４－２　適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 / 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	80.6	7.1	12.3	0.0	61.7	38.3
行政職給料表	100.0	67.2	10.9	21.8	0.0	72.6	27.4
公安職給料表	100.0	50.5	3.6	45.9		94.7	5.3
教育職給料表（一）	100.0	100.0				100.0	
教育職給料表（二）	100.0	91.8	2.5	5.7		60.4	39.6
教育職給料表（三）	100.0	92.5	7.5	0.0		46.6	53.4
教育職給料表（四）	100.0	97.0	3.0			90.9	9.1
研究職給料表	100.0	98.6	0.9	0.5		92.3	7.7
医療職給料表（一）	100.0	100.0				70.6	29.4
医療職給料表（二）	100.0	68.9	30.6	0.4		42.6	57.4
医療職給料表（三）	100.0	57.6	41.5	0.8		0.8	99.2
特定任期付職員給料表	100.0	100.0				66.7	33.3

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表４－３　適用給料表別平均給与月額

区分 / 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
	円	円	円	円	円
全給料表	366,042	10,116	5,230	14,712	396,100
行政職給料表	340,379	12,054	7,628	13,029	373,090
公安職給料表	334,701	14,164	5,983	6,855	361,703
教育職給料表（一）	484,342	15,453	15,552	26,265	541,612
教育職給料表（二）	386,386	10,051	5,404	13,809	415,650
教育職給料表（三）	381,720	7,952	3,626	18,080	411,378
教育職給料表（四）	400,068	12,730	2,799	16,100	431,697
研究職給料表	351,375	13,651	3,184	15,763	383,973
医療職給料表（一）	439,012	8,500	73,834	341,609	862,955
医療職給料表（二）	332,328	6,816	5,810	9,626	354,580
医療職給料表（三）	334,239	2,738	7,484	5,682	350,143
特定任期付職員給料表	620,000		12,400	7,667	640,067

（注）１　給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。
２　その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2　民間給与の実態

（１）民間給与の調査

ア　平成23年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等（岩手県、宮城県、福島県及び仙台市を除く。）人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

（ア）実地調査期間　平成23年６月24日から８月10日まで

（イ）調査対象事業所　平成23年４月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の160事業所

（ウ）調査対象職種　行政職相当職種　22職種、その他の職種　56職種　　合計　78職種

（エ）調査実人員　5,002人（うち、初任給関係職種226人）であるが、行政職に相当する調査実人員は4,378人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は40,923人であり、うち行政職に相当するものは32,569人である。

（オ）主な調査結果　表４－４及び表４－５のとおり

表４－４　職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職　　種	学歴	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	191,951	193,309	190,534	194,919
	短大卒	165,184	157,900	165,959	—
	高校卒	159,484	157,743	161,295	155,406
新卒事務員	大学卒	189,595	192,039	186,388	192,133
	短大卒	158,931	157,900	159,167	—
	高校卒	156,419	153,430	159,445	154,288
新卒技術者	大学卒	195,332	203,548	193,882	198,633
	短大卒	171,879	—	171,879	—
	高校卒	161,886	162,295	162,221	158,200
準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—

（注）１　金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均化したものである。

２　「準新卒」とは、平成22年度中に資格免許を取得し、平成23年４月までの間に採用された場合をいう。

表４－５　公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職　　種	平均年齢	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支　店　長	53.3	679,998	689,016	＊	―
工　場　長	51.9	671,872	777,623	548,033	＊
事務部長	52.7	521,038	571,608	506,770	438,279
技術部長	49.2	517,662	639,212	462,122	495,250
事務部次長	49.4	509,728	560,227	478,880	419,310
技術部次長	51.2	513,212	566,801	480,615	506,752
事務課長	47.2	457,870	499,620	412,830	376,648
技術課長	46.8	441,514	497,387	391,968	412,129
事務課長代理	44.7	405,190	460,869	368,162	339,593
技術課長代理	42.9	404,833	439,721	398,418	331,989
事務係長	43.0	342,547	367,389	327,610	304,115
技術係長	41.5	362,897	376,770	336,676	299,239
事務主任	39.5	286,788	283,031	296,253	277,372
技術主任	40.2	308,459	345,250	300,590	275,749
事務係員	35.2	249,176	261,817	237,045	227,888
技術係員	34.6	266,051	280,124	238,142	225,399

（注）金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。
「＊」は、調査実人員が１人の場合である。

３　職員の給与に関する報告及び勧告

当委員会は、平成23年11月１日（火）議長及び知事に対し、地公法第８条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について報告し、併せて給与の改定について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（１）給与勧告の骨子

①月例給

・民間従業員の給与が職員の給与を下回る較差（▲９９０円　▲０．２６％）を解消するため、給料表の引下げ改定

②特別給（ボーナス）

・民間のボーナス（３．９６月）とおおむね均衡しているため、改定なし

［年間支給月数　現行の３．９５月分のまま据え置き］

○月例給の引下げは、３年連続

○平均年間給与は▲１．６万円（▲０．２７％）

（２）公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の160事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

＜月例給＞

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の４月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

※給与勧告に基づき給与条例で定められる職員の給与水準を明らかにするため、岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成21年岐阜県条例第42号）による減額措置前の本来あるべき職員の給与を基準として比較

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
372,806円	減額措置前 373,796円	▲990円（▲0.26%）
	〈参考〉減額措置後 356,746円	16,060円（ 4.50%）

＜ボーナス＞

平成22年８月から平成23年７月までの１年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
3.96月	3.95月	0.01月

（３）改定等の内容

○月例給

給料表

①行政職給料表は、人事院勧告で示された中高齢層が受ける給料月額を引下げる国家公務員俸給表の改定に準じて引下げ改定

②その他の給料表（医療職給料表(一)を除く。）も行政職給料表との均衡を基本に引下げ改定

※給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の給料表の改定率等を踏まえて引下げ

◆改定額及び改定率

給　　料	▲970円（▲0.26%）
諸　手　当	－
はねかえり	▲ 20円（▲0.00%）
計	▲990円（▲0.26%）

（注）はねかえりとは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

＜参考＞行政職平均給与

	現　行	改定後	増減額	平均年齢
平均給与月額	373,090 円	372,100 円	▲ 990 円	43.1歳
平均年間給与	5,985,871 円	5,969,796 円	▲16,075 円	

○期末・勤勉手当（ボーナス）

現行のまま改定なし

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
現行	期末手当	1.225 月	1.375 月	2.60 月
	勤勉手当	0.675 月	0.675 月	1.35 月
	計	1.90 月	2.05 月	3.95 月

（4）改定の実施時期等

この改定は速やかに実施

※平成23年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（▲0.37%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

（5）公務運営の改善等についての報告事項

＜給与に関する報告＞

（1）給与構造改革

本県の給与構造改革は、平成17年の勧告時の報告において、国に準拠して、給与構造改革の全体像を示し、これに従って、給与制度全般にわたる改革を段階的に実施してきたところ

① 地域手当の支給割合

地域手当の支給割合については、人事院は、本年の給与勧告で、来年以降、最終的な検証を行う必要があるとしており、今後の国の動向を踏まえながら検討を進めていくことが必要

② 勤務実績の給与への反映

早期に勤務成績に基づく昇給制度の運用を開始するとともに、勤勉手当への実績反映の拡大の仕組みについて整備することが必要

③ 給与構造改革における経過措置のあり方

平成23年の人事院の経過措置廃止勧告の趣旨を踏まえ、本県においても経過措置の廃止について検討する必要があるが、今後検討を進めるべき段階的な定年の引上げとも関係の深い問題であることから、併せて考えていくことが適当

また、本県における経過措置の対象者の割合が国より多いなど、国と状況が異なるところにも十分留意する必要

（2）高齢層職員の給与の見直し

高齢層職員の給与の見直しや段階的な定年の引上げに伴う給与制度の設計については、民間給与の状況や国及び他の都道府県の動向等を踏まえながら検討を進めていくことが必要

＜公務運営の改善等に関する報告＞

（１）人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、段階的な定年の引上げ

（２）勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減、職員の健康管理

4　給与条例の実施

（１）給与条例の改正

・平成23年11月１日付け人事委員会勧告等に基づく一部改正

平成23年第５回県議会定例会に提案、平成23年11月30日可決、同日平成23年条例第43号として公布された。

（改正概要）

①　給料表（医療職給料表（一）を除く）を引下げ改定

②　東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例を規定

・「へき地教育振興法」の改正に基づく一部改正

平成24年第１回県議会定例会に提案、平成24年３月22日可決、同年３月27日平成23年条例第６号として公布された。

（改正概要）

へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当等に関し必要な事項を規定

（２）給与に関する人事委員会規則の改正

ア　給与規則の一部改正

（ア）平成23年７月15日　人事委員会規則第14号

a　平成23年７月15日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正（[第24条関係]別表第１の３）

新　設　・国体報道監（１種）

b　施行日

公布の日（平成23年７月15日）

（イ）平成23年９月30日　人事委員会規則第17号

a　平成23年10月１日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正（[第24条関係]別表第１の３）

新　設　・航空指導管理監（４種）

b　施行日

平成23年10月１日

（ウ）平成23年11月30日　人事委員会規則第19号

a　給与条例の一部改正に伴う所要の改正

（改正概要）

①　特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の改正（第44条、第44条の２）

・平成23年４月１日から11月30日までの間に特地公署に勤務することとなった職員又は特地公署に異動し手当を受給することとなった職員のうち、減額改定対象職員の平成23年12月以降の手当額算出基礎となる給料月額は、給料表改定後の額とする。

② 期末手当の改正（第53条）

・平成23年12月以降に支給される期末手当において、育児休業期間が１ヶ月以下の場合については支給額を減じないこととする。

③ 給料の調整額における調整数及び調整基本額の改正（[第23条関係]別表第１、第１の２）

・平成23年改正条例による給料表（医療職(一)を除く。）の改定に伴う、調整基本額の引下げ

④ 通勤手当に係る通勤届の様式の改正（[第29条の３関係]別記第２号様式の４）

・平成24年１月以降の通勤手当に係る所得税の改正に伴い通勤届の様式を改正

⑤ 特殊勤務手当の特例制定（附則）

・東日本大震災に対処するための特殊勤務手当(災害応急等作業手当、警察職員手当)を規定

b 施行日

平成23年12月１日

（ただし、④については平成24年１月１日、⑤については平成23年11月30日施行）

（エ）平成24年４月１日　人事委員会規則第３号

a 給与条例の一部改正に伴う所要の改正

（改正概要）

① 給与の減額（第５条）

・自己啓発等休業の新設（H24.４.１）に伴い、給与の減額に関する規定に自己啓発等休業の場合を追加し、休業の場合の給与の減額調整方法を規定

② 給料表の適用範囲（第12条の２）

・国際情報科学芸術アカデミーの廃止（H24.４.１）に伴い、給料表の適用範囲から国際情報科学芸術アカデミーを削除

③ 給料の支給方法（第21条）

・自己啓発等休業の新設に伴い、給料の支給方法に関する規定に自己啓発等休業の場合を追加し、休業期間終了後職務に復帰した場合における日割計算による給料の支給等を行うことを規定

④ 給料の返納（第22条）

・自己啓発等休業の新設に伴い、給料の返納に関する規定に自己啓発等休業の場合を追加し、給料の支給日後に休業し過払いとなった場合返納することを規定

⑤ 給料の調整額の改正（[第23条関係]別表第１）

・特別支援学校及び小中学校の特別支援学級を担当する教員における給料の調整数の引下げ

調整数　１　→　０．５

⑥ 管理職手当の改正（第24条）

・平成24年４月１日付けの新たな職の創設等に伴う改正（別表第１の３）

変　更　・監査室長（４種から２種へ）

・県営水道経営企画監（県営水道企画監から職名変更）

新　設　・消費生活対策監、森林経営対策監、リニア推進対策監、地域対策監
健康管理対策室長、鑑識管理監、警察車両整備センター所長
（４種）

・工業技術研究所の企画調整課長、東部広域水道事務所の場長
（６種）

廃　止　・国際情報科学芸術アカデミーの事務局長及び学科長　（２種）
・移住・定住対策監、県立病院・看護大学法人企画監、間伐材流通対策監、大会運営企画監、教育委員会事務局室長　（４種）
・国際情報科学芸術アカデミー課長　（６種）

⑦　通勤手当の改正（第29条の10の２、４［第29条の４関係］第２号様式の４の２）
・自己啓発等休業の新設に伴い、手当返納・手当支給開始時期に関する規定に自己啓発等休業の場合を追加
・平成24年１月からの通勤手当に係る所得税の改正に伴い、通勤手当認定簿の様式を改正

⑧　特殊勤務手当の改正（第38条の12、第38条の18）
・組織名変更（機械材料研究所→工業技術研究所）に伴う有害物取扱手当及び環境監視等手当の規定整備

⑨　へき地手当の改正（第44条の５）
・給与条例改正に伴う所要の規定整備

⑩　寒冷地手当の改正（第47条、［第47条関係］別表第５の４）
・自己啓発等休業の新設に伴い、手当を支給しない職員に「自己啓発等休業をしている職員」を追加
・公立の小学校の統廃合に伴うへき地公署の削除

⑪　期末手当、勤勉手当の改正（第49条、第53条、第55条、第57条の３）
・自己啓発等休業の新設に伴い、手当を支給しない職員に「自己啓発等休業をしている職員」を追加し、手当算定に使用する在職期間に含めない期間に「自己啓発等休業の期間」を追加

b　施行日
公布の日（平成24年４月１日）

イ　初任給規則の一部改正

（ア）平成23年11月30日　人事委員会規則第20号
a　歯科衛生士の学歴区分の改正（別表第２、第６）及び昇格時号給対応表の一部改正（別表第７）
b　施行日
平成23年12月１日

（イ）平成24年４月１日　人事委員会規則第７号
a　薬剤師の学歴区分の改正（別表第２、第３及び第６）及び昇格時号給対応表の一部改正（別表第７）
・６年制大学卒の薬剤師の初任給基準等について規定する。
b　施行日
公布の日（平成24年４月１日）

（ウ）平成24年４月１日　人事委員会規則第８号
a　平成25年１月１日の昇給制度に係る規定（附則第17項）
・職員の平成25年１月１日における昇給号給数について規定する。
b　施行日
公布の日（平成24年４月１日）

（３）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表４－６のとおり改正等を行った。

表４－６　給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内　　容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成23.5.27 人委第44号	扶養手当に相当する手当の内容及び通勤手当における勤務公署の解釈を明確化 （平成23.6.1適用）
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成23.11.30 人委第147号	給与条例改正に伴い、平成23年12月の期末手当に関する特例措置の運用について規定 （平成23.12.1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成23.11.30 人委第148号	給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・１か月以下の育児休業を取得した職員の期末手当における取扱 ・東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例の運用 ・平成23年12月の期末手当に関する特例措置の運用等 （平成23.12.1適用）
給与条例施行規則の一部を改正する規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成23.11.30 人委第144号	給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・特定職員における現給保障額 （平成23.12.1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成23.12.1 人委第145号	初任給規則の一部改正に伴う規定整備 ・歯科衛生士の短大３卒を新設 （平成23.12.1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成24.3.30 人委第211号	司法試験予備試験の合格を専門職学位課程修了程度とするよう規定 （平成24.4.1適用）
初任給規則の一部を改正する規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成24.3.30 人委第212号	平成18年改正規則附則について、附則を読み替える際に本通知も読み替えられるよう規定を整備 （平成24.4.1適用）
復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成24.3.30 人委第213号	給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・自己啓発等休業の新設に伴うもの （平成24.4.1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成24.4.1 人委第1号	給与条例施行規則の一部改正に伴う規定整備 ・組織の改廃に関わるもの（期末手当、勤勉手当、給料の調整額） ・早出遅出勤務（号ずれ） ・特別休暇について看護される対象者の範囲を拡大 （平成24.4.1適用）

（４）給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表４－７から表４－１２までのとおりである。

ア　初任給、昇格、昇給等の承認

表４－７　新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事						1												1
		16	10	1									4			1			32
	教委								2	28	15								45
		7	2							3	6								18
	警察																		
		3			8	6													17
計							1		2	28	15								46
		26	12	1	8	6				3	6		4			1			67

（注）１　表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第１項第１号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第１項第１号の規定により承認した人数である。

２　表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で186人である。

表４－８　人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難い場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	計
任命権者	知事	7		3						10
	教委	87			2	16				105
	警察									
計		94		3	2	16				115

（注）　初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難い場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第３項の規定により承認した人数である。

表４－９　給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動後 / 異動前		行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)	1																		1
	教(三)	2																		2
警察																				
計		3																		3

（注）１　初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。
２　職務の級は、異動後のものである。
３　表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で65人ある。

イ　管理職手当を支給する職の承認

表４－１０　管理職手当の支給の特例の承認

（ａ）支給割合の特例の承認	6
（ｂ）職の特殊性による支給の特例の承認	0

（注）　（ａ）は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、（ｂ）は同規則第24条の２の規定により承認した人数である。

ウ　単身赴任手当の支給の承認

表４－１１　単身赴任手当の支給の特例の承認

（ａ）やむを得ない事情に係る承認	0
（ｂ）通勤困難に係る承認	0
（ｃ）職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
（ｄ）権衡職員の特別の事情に係る承認	0
（ｅ）人事交流で職員となった者に対する承認	0
（ｆ）県の必要により採用した職員に係る承認	1

（注）　（ａ）は給与規則第29条の14の規定により、（ｂ）は同規則第29条の15の規定により、（ｃ）（ｄ）（ｅ）は同規則第29条の17の規定により、（ｆ）は同規則運用方針第29条の17関係第６項第８号の規定により承認した人数である。

エ　期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表４－１２　期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

（ａ）期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	5
（ｂ）高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

（注）　（ａ）は同規則第52条の２の規定により承認した人数、（ｂ）は同規則第29条の９の５及び第29条の９の９の規定により承認した人数である。

５　退職手当条例の実施

（１）退職手当条例の改正

・国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う改正

平成23年第３回県議会定例会に提案、平成23年７月７日可決、同日平成23年条例第29号として公布された。

（改正概要）

昭和48年５月17日前に退職手当の支給を受けて地方公社等の職員となり、引き続き地方公社等の職員として在職した後、さらに引き続いて職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を国家公務員に適用される利率に準じて改めることとした。

（２）退職手当規則の改正

・平成24年４月１日　人事委員会規則第５号

a　自己啓発等休業の新設に伴う所要の規定の整備

（改正概要）

「岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例」による自己啓発等休業の新設を受けて、退職手当の基本額・退職手当の調整額において、自己啓発等休業をした期間を退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全除算するよう改正

b　施行日

公布の日（平成24年４月１日）

６　旅費条例の実施

（１）旅費条例の改正

改正なし

（２）旅費規則の改正

平成24年４月１日　人事委員会規則第４号

（改正概要）

旅費の調整に関する所要の規定整備

・旅行者が宿泊施設等を無料で利用した場合において、夕食が提供されない場合は宿泊料定額の10分の２を、朝食が提供されない場合は宿泊料定額の10分の１をそれぞれ支給することを明記

（３）旅費支給の特例承認

・宿泊料等の増額調整承認	３件
・特別車両料金の増額調整承認	１件
・警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認	３件
・新規採用職員の赴任旅費の特例承認	３件